

奄美市漁業経営安定化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃油価格の高騰等による漁業経費の増加、魚価の低迷等による漁業収入の減少などにより経営状況が悪化している漁業者に対し、漁業の継続的経営の安定を図るため、予算の範囲内において奄美市漁業経営安定化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる漁業者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 名瀬漁業協同組合及び奄美漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属し、市内に住所を有する正組合員
- (2) 直近の3年間のうち1年以上で水揚金額が40万円を超える者
- (3) 市税その他の本市に納付すべき債務を滞納していない者

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業申請年度中に要した経費で次に掲げるものとする。ただし、第1号及び第2号については、名瀬漁業協同組合、奄美漁業協同組合笠利本所及び住用支所において購入したものに限る。

- (1) 水産動植物の漁獲に必要となる漁具、機器、餌及び氷
- (2) 船舶の機器及び修繕に必要な部材
- (3) 漁業経営セーフティネット構築事業に係る積立金
- (4) 全国漁業共済組合連合会の共済に係る掛金

2 補助額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、1人当たり10万円を上限とする。

3 前項の場合において、算出された補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、奄美市漁業経営安定化支援事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 漁業者別購入計画一覧表

(3) 水揚げ証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、交付申請者は、委任状により漁協に申請等を委任することができるものとする。

3 前項の規定により委任を受けた漁協は、一括して市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、奄美市漁業経営安定化支援事業補助金交付決定通知書により交付申請者又は漁協に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付申請者は、毎年3月31日までに当該年度の奄美市漁業経営安定化支援事業補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

- (2) 漁業者別購入実績一覧表
- (3) 補助金支出実績書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、奄美市漁業経営安定化支援事業補助金交付確定通知書により交付申請者又は漁協に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 前条の規定による通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、奄美市漁業経営安定化支援事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

2 交付申請者が補助金の概算払を受けようとするときは、奄美市漁業経営安定化支援事業補助金概算払申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において補助金を交付し、奄美市漁業経営安定化支援事業補助金概算払交付通知書により交付申請者に通知するものとする。

(取消し等)

第9条 市長は、交付申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(様式)

第10条 この要綱の施行に必要な様式等は，別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。